

立川市都市計画審議会

(案件審査会)

平成17年12月22日(木)

○日 時 平成17年12月22日(木曜日)午後1時30分

場 所 立川市市民会館5階第一会議室

○出席委員(15名)

| | | | | | |
|-----|------|-----------|--|------|-----------|
| 会 長 | 1 番 | 大 崎 本 一 君 | | | |
| | 3 番 | 小 玉 博 美 君 | | 4 番 | 小 林 昭 二 君 |
| | 5 番 | 斎 藤 典 夫 君 | | 6 番 | 坂 下 かすみ 君 |
| | 7 番 | 志 沢 実 君 | | 8 番 | 須 崎 八 朗 君 |
| | 9 番 | 須 崎 雅 義 君 | | 10 番 | 長 屋 昭 君 |
| | 11 番 | 二 宮 公 雄 君 | | 12 番 | 平 野 三 郎 君 |
| | 13 番 | 伏 見 裕 子 君 | | 14 番 | 堀 憲 一 君 |
| | 15 番 | 萬 田 貴 久 君 | | 16 番 | 守 重 夏 樹 君 |

○欠席委員(2名)

| | | | | | |
|--|-----|-----------|--|------|---------|
| | 2 番 | 小 野 吉 朗 君 | | 17 番 | 米 村 弘 君 |
|--|-----|-----------|--|------|---------|

○出席説明員

| | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|
| 市 長 | 青 木 久 君 | 助 役 | 豊 田 和 雄 君 |
| 都市整備部長 | 増 岡 利 一 君 | 都市計画課長 | 矢 島 一 夫 君 |

○議事次第

案件審査会

1 開 会

2 議 題

(1) 諮問第4号 立川都市計画 生産緑地地区の変更(案)について

3 閉 会

開会 午後1時30分

○大崎会長　それでは、ただいまから立川市都市計画審議会（案件審査会）を開催いたします。

まず初めに、立川市長さんのごあいさつをちょうだいいたします。

○青木市長　本日は大変お忙しい中、またお寒い中、都市計画審議会を開催いただきましてまことにありがとうございます。日ごろから皆様方には審議会の運営につきましてご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議をいただきます案件は、過日、案件説明をいたしました諮問第4号、立川都市計画生産緑地地区の変更（案）についてでございます。この案件につきましてお諮りいたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

また、審議会終了後に案件説明会を開催させていただき、立川都市計画、村山工場跡地北地区地区計画の変更（案）について、立川都市計画、高度地区の変更（案）について、立川都市計画、防火地域及び準防火地域の変更（案）の3件について説明させていただきます。詳細につきましては、それぞれ担当からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○大崎会長　ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第によりまして案件審査に入ります。諮問第4号、立川都市計画生産緑地地区の変更（案）につきまして、案件審査をいたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○増岡都市整備部長　本日、ご審議いただきます諮問第4号、立川都市計画生産緑地地区の変更（案）について、ご説明申し上げます。

生産緑地法は、市街化区域内農地を都市計画において宅地化するものと保全するものとに区分し、宅地化するものは計画的に宅地化を図り、保全するものはその緑地機能を積極的に評価し、より計画的、永続的な保全を図ることにより良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成3年4月26日に改正公布されました。

本市におきましては、平成4年、5年に農地所有者からの申請に基づき生産緑地地区の指定を行いました。今回お示しいたします変更案につきましては、買い取り申し出による行為制限の解除及び立川市生産緑地地区指定基準に基づき、新たに追加変更を行うものでございます。

本案件につきましては、平成 17 年 12 月 2 日から 16 日までの 2 週間、都市計画案の縦覧を行いました。縦覧者は 1 名、意見書はございませんでした。

今後につきましては、本日の案件審査会におきまして諮問いたしました内容をご審議いただき、答申を経て 12 月 28 日に告示を予定しております。

内容の詳細につきましては、都市計画課長より説明いたしますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○大崎会長 都市計画課長。

○矢島都市計画課長 では、立川市都市計画審議会資料のご説明をする前に、前回開催された案件説明会において、市が過去に買い取った件数及び面積についてご質問がありましたのでご報告させていただきます。

平成 12 年度においては、立川公園区域内の一部として 1,625.17 m²を買い取っております。また平成 17 年度には、公共施設として 1,723.74 m²を買い取る旨の通知をしております。

では、立川都市計画生産緑地地区の変更（案）の 3 ページから 14 ページが都市計画決定図書の写しとなっておりますので、ご説明いたします。資料の 3 ページをご覧ください。第 1、種類及び面積では、今回の生産緑地地区の告示予定面積が約 231.4ha となっております。第 2、削除のみを行う位置及び区域については、農業の主たる従事者が死亡もしくは故障に至ったため、生産緑地法第 10 条の買い取り申し出により、生産緑地法第 11 条の規定による買い取り及び生産緑地法第 14 条の規定による行為制限が解除された生産緑地地区を変更するものであり、10 件の地区において約 1 万 4,100 m²が削除されることとなります。

資料は 4 ページをご覧ください。第 3、追加のみを行う位置及び区域については農林業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地などを指定するものであり、4 件の地区において約 5,480 m²が新たに生産緑地地区に指定されることとなります。

資料は 5 ページをご覧ください。新旧対照表と変更概要となっております。表左側の変更前件数及び面積計は平成 16 年 12 月告示において 393 件、232 万 2,970 m²となっております。また、表右側の変更後件数及び面積計は、変更前件数及び面積計に削除及び追加等を控除すると 393 件、231 万 4,030 m²となります。次に、下段にあります変更概要につきましては、生産緑地地区が 393 件で、面積が約 232.3ha から約 231.4ha に変更

するものです。

6 ページをお開きください。このページから 14 ページまでは立川都市計画生産緑地地区の計画図であり、今回変更を行う地区を図示しております。この計画図では、凡例にありますように既指定区域を縦線で、今回削除のみを行う区域を黒く塗りつぶし、今回追加のみを行う区域を横線に桃色で着色しております。

それでは、わかりやすくパワーポイントで説明しますので、前のスクリーンをご覧ください。地区番号 16 番、23 番の黒く塗りつぶしてある区域が削除を行います。

次は、資料 7 ページになります。地区番号 20 番、84 番の黒く塗りつぶしてある区域が削除を行います。

次は資料の 8 ページになります。地区番号 31 番の黒く塗りつぶしてある区域が削除を行います。

次は、資料の 9 ページになります。地区番号 69 番の横線に、桃色で着色してある区域が追加を行うものとなります。現況はこのようになっております。

次は、資料の 10 ページになります。地区番号 74 番、78 番の黒く塗りつぶしてある区域が削除を行います。

次は、資料の 11 ページになります。地区番号 109 番、117 番の横線に桃色で着色してある区域が追加を行うものとなります。109 番の現況及び 117 番の現況はこのようになっております。

次は、資料の 12 ページになります。地区番号 155 番、191 番の黒く塗りつぶしてある区域が削除を行います。

次は、資料の 13 ページになります。地区番号 342 番の黒く塗りつぶしてある区域が削除を行います。

次は、資料の 14 ページになります。地区番号 415 番の横線に桃色で着色してある区域が追加を行うものとなります。現況はこのようになっております。

以上で、都市計画決定図書の説明は終わります。

15 ページから 18 ページにつきましては、参考資料となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

この立川都市計画生産緑地地区の変更につきましては、平成 17 年 12 月 2 日から 12 月 16 日までの 2 週間、縦覧を行いました。縦覧者は 1 名で、意見書はありませんでした。この手続におきましては、今回の案件審査会で審議を行い、答申をいただいた後、

平成 17 年 12 月 28 日に告示を行う予定でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○大崎会長　以上で説明は終了いたしました。

ご質問、あるいはご意見等がありましたら、お受けいたします。

ないようでしたら、以上で質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

討論につきましてもご発言がないようでございますので、採決を行います。

それでは、お諮りいたします。

諮問第 4 号、立川都市計画生産緑地地区の変更（案）につきましては、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大崎会長　ご異議なしと認め、諮問第 4 号につきましては原案の通り決定されました。

○大崎会長　これをもちまして、立川市都市計画審議会（案件審査会）を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会　午後 1 時 4 2 分